

漁業近代化資金のご案内

○「漁業近代化資金」は、漁業者等の経営の近代化に資するため、融資機関が漁業者等に対して貸し付ける資金に、県が利子補給を行う制度資金です。

漁業近代化資金

融資対象者

漁業を営む個人、法人、漁業協同組合など

利率

0.80%（H27年4月1日現在）

※最新の金利については、農林漁業関係制度資金の概要ページから金利一覧表が入手できます。

融資率

借入者の負担する額の80%以内

貸付限度額

- ・20ト以上の漁船資金 3億6千万円
- ・水産養殖業者（法人） 1億8千万円
- ・2以上の複合経営 1億5千万円
- ・漁船漁業者で20ト未満の漁船、施設資金
水産養殖者（個人）の養殖施設資金 9千万円
- ・水産加工業者（法人、個人）の加工施設資金

- ・その他の漁業を営む個人 1千8百万円
- ・漁協、漁連の共同利用施設 12億円

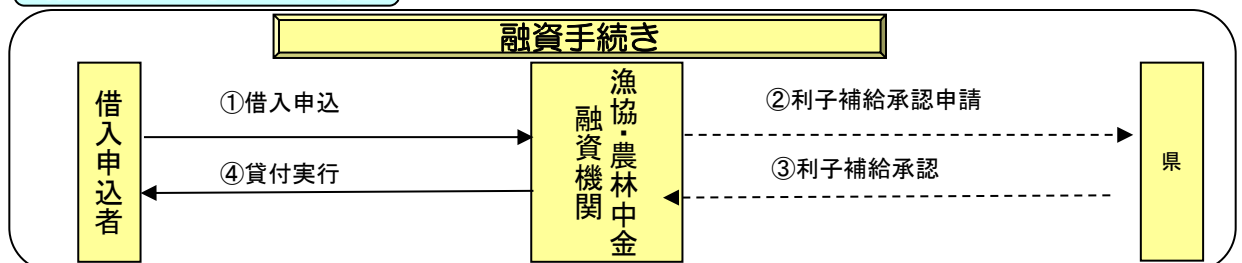
償還期限(据置期間)

- ・漁船の建造・取得又は改造 20年(3)
- ・水産加工施設、漁船漁具保管修理施設 15年(3)
- ・漁場改良造成用機具、水産物等運搬用機具等 7年(2)
- ・漁具、養殖いかだ等各種養殖施設 5年(2)
- ・水産動植物種苗(育成期間1年以上)の購入・育成 5年(2)

※上記資金用途は一部例です

資金使途

借入れ等の手続



○資金に関する詳しい相談は、まずは、最寄りの漁業協同組合または、金融機関（農林中央金庫熊本支店）までお問い合わせください。